
実践的マネジメントシステムと内部統制の構築・運用・評価

1. 日本版SOX法の内部統制の定義 / 4つの目的と6つの基本的要素

内部統制の4つの目的

1. 業務の有効性及び効率性
2. 財務報告の信頼性
3. 事業活動に関わる法令等の遵守
4. 資産の保全

内部統制の目的を達成するため、経営者は内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、適切に運用しなければならない

6つの基本的要素

1. 統制環境
2. リスクの評価と対応
3. 統制活動
4. 情報と伝達
5. モニタリング(監視活動)
6. IT(情報技術)への対応

* 1 業務の有効性及び効率性とは、事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めることを言う。

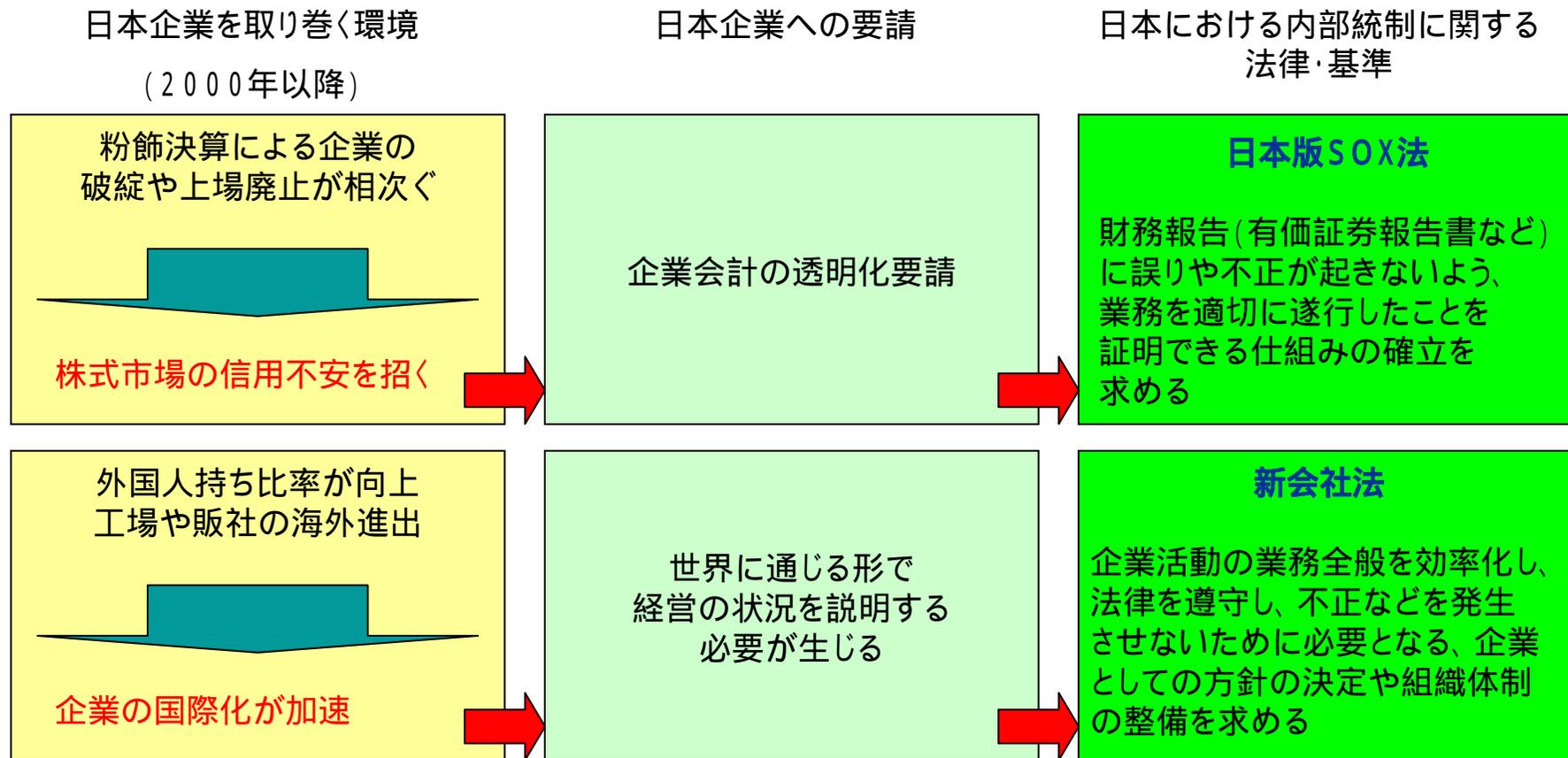
* 2 財務報告の信頼性とは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することを言う。

* 3 事業活動に関わる法令等の遵守とは、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進することを言う

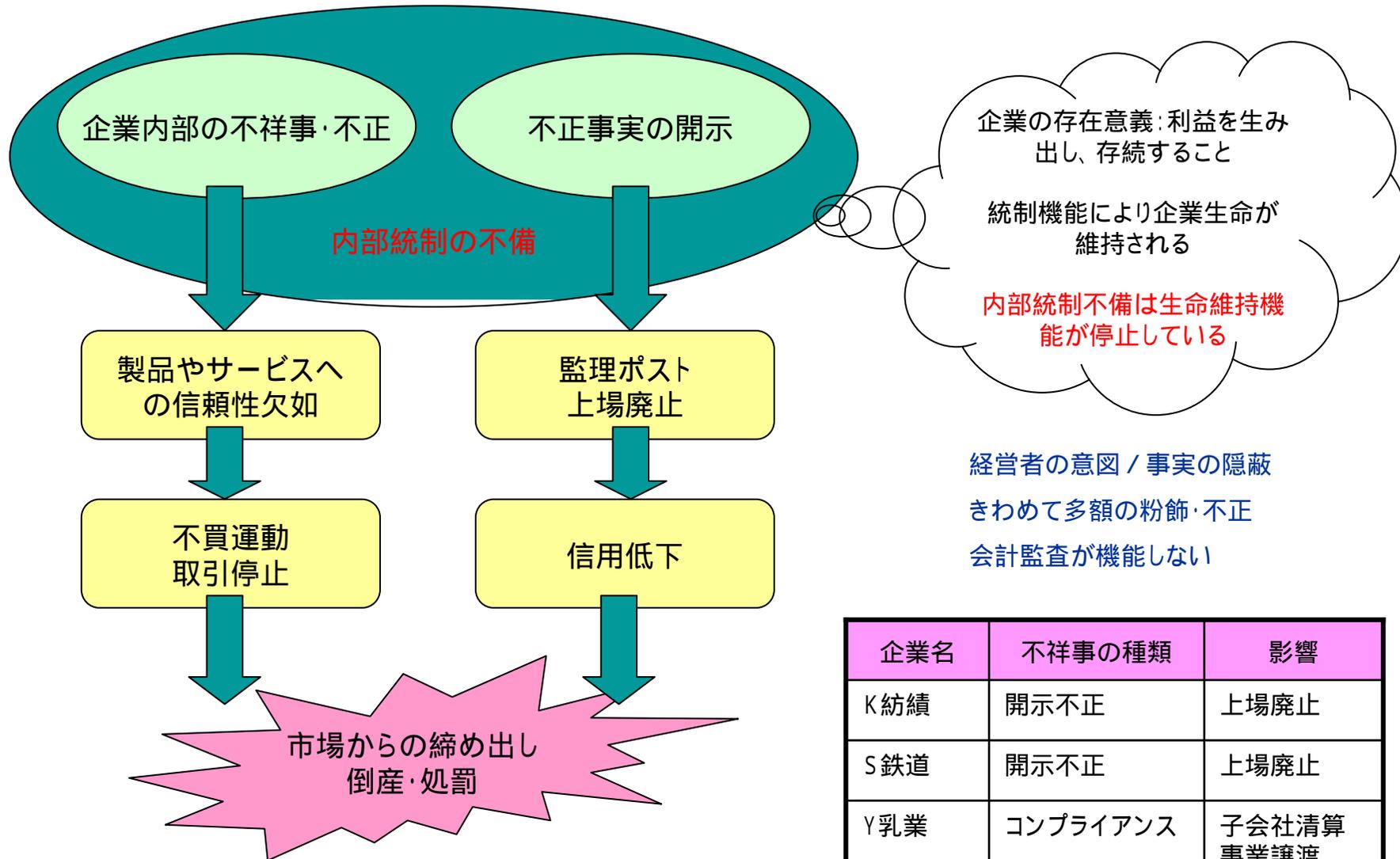
* 4 資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることを言う。

2. 日本企業に内部統制が求められる背景

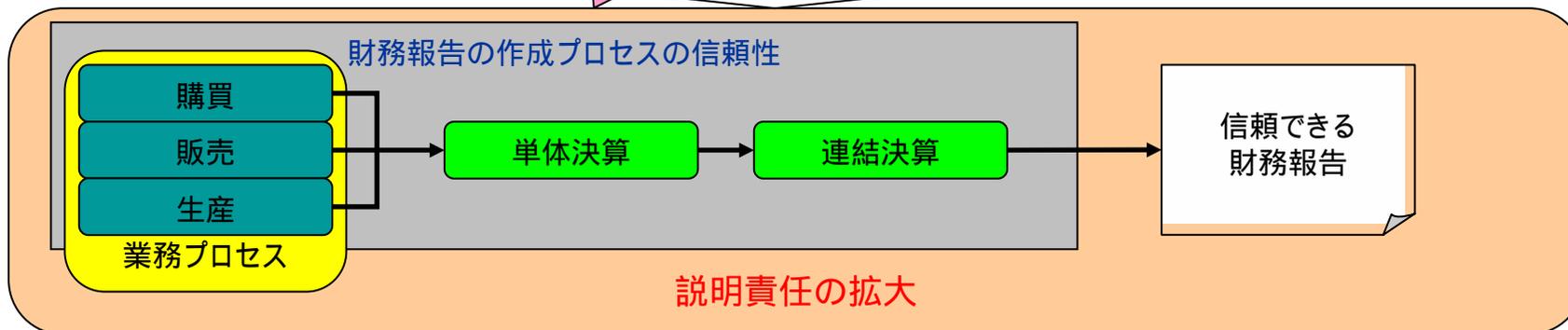
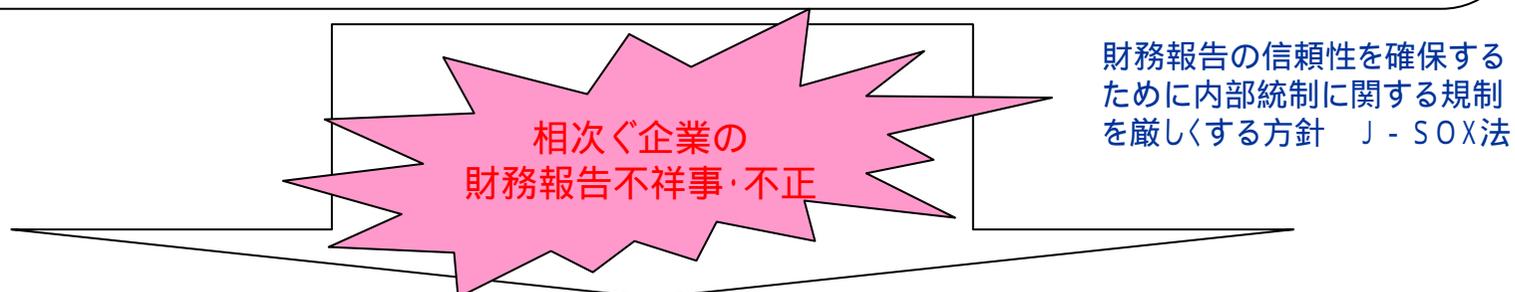
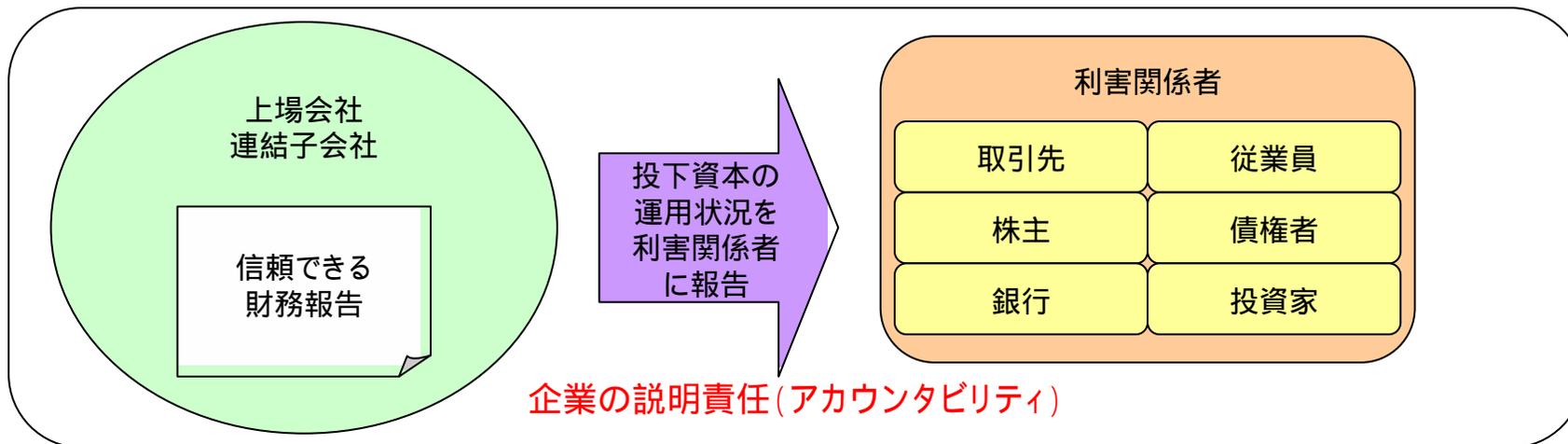
企業会計に対する信頼が揺らぐ一方で、国際化する日本企業はグローバルな視点で内部統制の仕組み作りが必要になっている



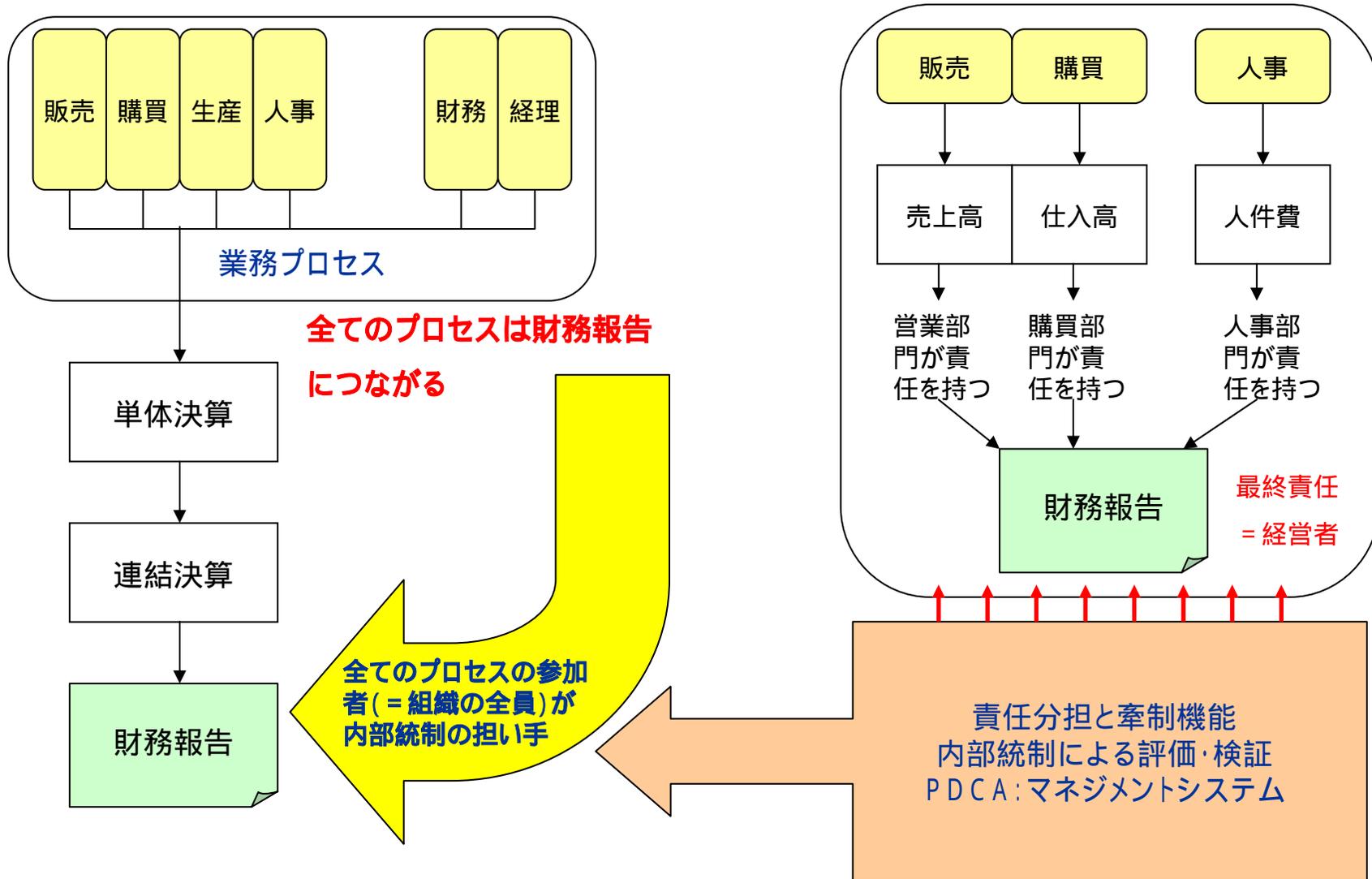
3. 内部統制の不備は市場からの締め出しにつながる



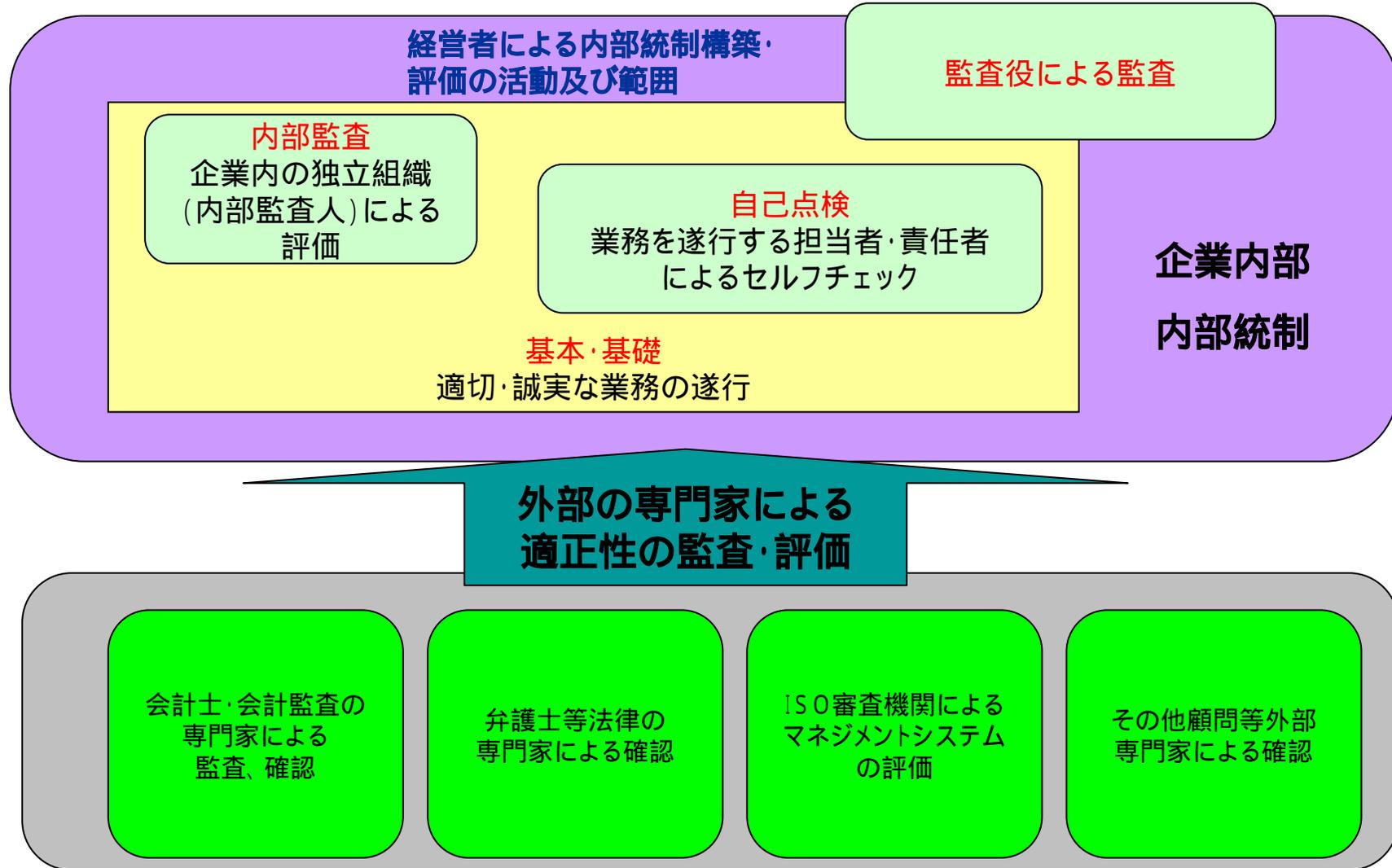
4. 重視される財務報告の信頼性



5. 内部統制と業務プロセスの重要性



6. 経営者による内部統制と外部からの評価・確認



7. 内部統制の仕組み構築プロセス(P～Dのステップ): 整備～試行・運用段階

1. 基本的計画及び方針の決定

経営者は、内部統制の基本方針に係る取締役会の決定を踏まえ、それを組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するための基本的計画及び方針を決定。経営者が定めるべき基本的計画及び方針としては、以下が挙げられる。

- 内部統制の構築に当たる責任者及び全社的な管理体制
- 構築すべき内部統制の範囲及び水準
- 内部統制構築の手順及び日程
- 内部統制構築に係る人員及びその編成、教育・訓練の方法 等

P

ギャップ分析により
現状認識

2. 内部統制の整備状況の把握

内部統制の整備状況を把握し、その結果を記録・保存

全社的な内部統制について、既存の内部統制に関する規程、慣行及びその遵守状況等を踏まえ、全社的な内部統制の整備状況を把握し、記録・保存。

暗黙裡に実施されている社内の決まり事等がある場合には、それを明文化。

重要な業務プロセスについて、内部統制の整備状況を把握し、記録・保存。

- 組織の重要な業務プロセスについて、取引の流れ、会計処理の過程を整理し、理解する。
- 整理、理解した業務プロセスについて、虚偽記載の発生するリスクを識別し、それらリスクの財務報告又は勘定科目等との関連性、業務の中に組み込まれた内部統制によって十分に低減できるものになっているかを検討。

P～D

3. 把握された不備への対応及び是正

把握された不備は適切に是正。

試行・運用段階
のチェック

8. 内部統制の評価・報告プロセス(Cのステップ):本格的運用段階

1. 全社的な内部統制の評価

2. 決算・財務報告に係る業務プロセスの評価

3. 決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価

(1) 重要な事業拠点の選定(売上高で概ね2/3程度に達するまで選定、連結子会社含む)

(2) 評価対象とする業務プロセスの識別

重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく係わる勘定科目に至る業務プロセスは、全て評価対象

重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点において、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加

全社的な内部統制の評価結果をふまえて、業務プロセスに係る評価の範囲、方法等を調整

評価範囲について、必要に応じて、監査人と協議

(3) 評価対象とした業務プロセスの評価

(4) 内部統制の報告

内部統制の不備が発見された場合、期末までには是正処置
重要な欠陥が期末日に存在する場合は、開示が必要

9. 業務プロセスに係る内部統制の不備の検討(C～Aのステップ):改善・是正段階

1. 業務プロセスに係る内部統制の有効性の確認

* サンプルングにより確認(90%信頼のためには統制上の要点毎に25サンプル)

2. 業務プロセスに係る内部統制の不備を把握

3. 不備の影響の検討

(1) 不備の影響が及ぶ範囲の検討

* 業務プロセスから発見された不備がどの勘定科目等に、どの範囲で影響を及ぼしうるかを検討

(2) 影響の発生可能性の検討

* (1)で検討した影響が実際に発生する可能性を検討(リスクアセスメント)

(3) 内部統制の不備の質的・金額的重要性の判断

* (1)及び(2)を勘案して、質的重要性及び金銭的重要性(例えば、連結税引き前利益の概ね5%程度)を判断

4. 質的又は金額的重要性があると認められる場合、重要な欠陥と判断

* 期末日までには是正完了することが原則

